

(別記様式第 1 号)

計画策定年度	平成 20 年度
計画改定年度	平成 24 年度 平成 27 年度 平成 30 年度 令和 3 年度 令和 6 年度
計画変更年度	令和 4 年度
計画主体	十日町市

# 十日町市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業観光部 農林課 林業振興係

所在地 十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

電話番号 025-757-9917

FAX番号 025-752-4635

メールアドレス t-norin@city.tokamachi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、タヌキ、イノシシ、ノウサギ、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	新潟県十日町市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

ア 農業被害状況（市内農家の被害状況）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
カラス	水稲	0.03	4.5
	豆類	0.00	0.3
	果樹	—	—
	野菜	0.01	2.5
	小計	0.04	7.3
カワウ	水稲	—	—
	魚類（養鯉等）	—	—
	小計	—	—
アオサギ	水稲	0.01	1.4
	魚類（養鯉等）	—	—
	小計	0.01	1.4
ゴイサギ	水稲	—	—
	野菜	—	—
	魚類（養鯉等）	—	—
	小計	—	—
鳥類計		0.05	8.7
タヌキ	水稲	0.00	0.5
	イモ類	—	—
	豆類	0.00	0.3
	果樹	—	—
	野菜	0.01	1.2
	小計	0.01	2.0

イノシシ	水稻	1.50	206.7
	イモ類	0.00	1.7
	野菜	—	—
	小計	1.50	208.4
ノウサギ	水稻	—	—
	豆類	0.01	2.8
	野菜	—	—
	小計	0.01	2.8
ニホンザル	—	—	—
	小計	—	—
カモシカ	水稻	0.15	20.9
	雑穀	0.15	1.6
	豆類	—	—
	野菜	0.03	4.4
	小計	0.33	26.9
ツキノワグマ	水稻	—	—
	雑穀	—	—
	野菜	0.00	0.4
	果樹	—	—
	小計	0.00	0.4
ニホンジカ	水稻	0.00	0.3
	雑穀	0.08	0.8
	小計	0.08	1.1
ハクビシン	イモ類	—	—
	果樹	—	—
	野菜	0.03	4.5
	小計	0.03	4.5
アライグマ	—	—	—
	小計	—	—
獣類計		1.96	246.1
合計		2.01	254.8

イ 漁業被害状況（中魚沼漁業協同組合の被害状況）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額(万円)
カワウ	魚類 (アユ)	—	388.8
	小計	—	388.8

(2) 被害の傾向

<p>&lt;カラス&gt; 野菜、水稻踏み荒しの被害が確認されている。</p> <p>&lt;カワウ、アオサギ、ゴイサギ&gt; カワウに関しては、鯉や錦鯉、アユ等の被害が確認されている（アユの被害集計は令和2年度から）。</p> <p>アオサギとゴイサギに関しては、水稻踏み荒しの被害が報告されており、カワウ同様、鯉、錦鯉等の被害も報告されている。</p> <p>&lt;タヌキ&gt; 被害面積、金額ともに減少している。</p> <p>&lt;イノシシ&gt; 被害面積、金額ともに減少傾向にある。農作物だけでなく、田畑の畔が荒らされる被害が確認されている。</p> <p>&lt;ノウサギ&gt; 被害面積、金額ともに減少している。</p> <p>&lt;ニホンザル&gt; 被害は確認されなかった。</p> <p>&lt;カモシカ&gt; 水稻の踏み荒らし、農作物の食害など多様な被害が確認されている。電気柵撤去後の冬野菜が食害にあっている。</p> <p>&lt;ツキノワグマ&gt; 農作物及び果樹の食害のほか、養鯉用給餌機が破壊される被害が確認されている。</p> <p>&lt;ニホンジカ&gt; 市内でも生息が確認されており、高い繁殖力を有していることから、今後、農作物・森林被害の拡大が懸念される。</p> <p>&lt;ハクビシン&gt; 野菜類への被害が確認されている。</p> <p>&lt;アライグマ&gt; 被害は確認されていないが、隣接市町村で生息が確認されている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

ア. 被害金額 (万円)

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
カラス	7.3	6.6
カワウ	—	—
アオサギ	1.4	1.3
ゴイサギ	—	—
タヌキ	2.0	1.8
イノシシ	208.4	187.6
ノウサギ	2.8	2.5
ニホンザル	—	—
カモシカ	26.9	24.2
ツキノワグマ	0.4	0.4
ニホンジカ	1.1	1.0
ハクビシン	4.5	4.1
アライグマ	—	—
合計	254.8	229.5

イ. 被害面積 (ha)

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
カラス	0.04	0.04
カワウ	—	—
アオサギ	0.01	0.01
ゴイサギ	—	—
タヌキ	0.01	0.01
イノシシ	1.50	1.35
ノウサギ	0.01	0.01
ニホンザル	—	—
カモシカ	0.33	0.30
ツキノワグマ	0.00	0.00
ニホンジカ	0.08	0.07
ハクビシン	0.03	0.03
アライグマ	—	—
合計	2.01	1.82

ウ. 漁業被害（中魚沼漁業協同組合の被害状況）

指標	被害金額（万円）	
	現状値(令和5年)	目標値（令和8年）
カワウ	388.8	349.9
合計	388.8	349.9

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会員による捕獲の実施（農業団体でまとまって有害鳥獣捕獲申請）</li> <li>・ 十日町市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、猟友会による有害鳥獣捕獲などを実施</li> <li>・ 被害報告のあった地区へのわな等の設置（わな等の購入）</li> <li>・ 狩猟免許取得研修会の実施</li> <li>・ 農業者向けに鳥獣被害防止対策の研修会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会員の高齢化に伴う有害鳥獣捕獲の担い手の確保</li> <li>・ わな等による捕獲技術の向上</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 散在する被害農地における電気柵の個別設置</li> <li>・ 電気柵設置研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気柵の管理方法等の周知</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緩衝帯整備や放任果樹の除去、残渣処理等の普及啓発</li> <li>・ 被害者個人の対策（忌避策、追い払い、防護柵）実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息環境管理や鳥獣の習性に関する知識の普及</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣による農作物被害の拡大を防止するため被害防除、環境整備、捕獲等の基本的な対策に取り組む。</p> <p>① 被害防除</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 電気柵の普及</li><li>・ 電気柵の適切な設置方法及び管理方法の指導</li><li>・ 追い払い等の実施</li></ul> <p>② 環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 必要に応じて藪刈り払い、放任果樹の除去等を実施する。</li><li>・ 藪刈り払い、放任果樹の除去及び作物残渣処分の普及啓発</li></ul> <p>③ 捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 猟友会員で構成される十日町市鳥獣被害対策実施隊及び猟友会と連携した捕獲を行う。</li><li>・ 鳥獣捕獲の担い手の確保に努めるとともに、実施隊員の技術及び知識の向上を図る。</li><li>・ 一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備した「新潟県猟友会ライフル射撃場」において、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。</li><li>・ 効果的な捕獲を行うため ICT 機器の活用等を検討する。</li><li>・ カワウは信濃川水系カワウ被害防止対策広域協議会と連携し、ヒナを中心に捕獲し、個体数調整を行い生息域の拡散防止を図る。</li></ul>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>農林水産業者等からの捕獲依頼に基づき、実施隊員が中心となり猟友会の中に各地域エリアで結成されている捕獲班と連携して有害鳥獣の捕獲を行う。</p> <p>捕獲等を推進するため、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる。</p> <p>狩猟免許取得費用の補助や研修会の開催等により捕獲の担い手確保に努める。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、タヌキ、イノシシ、ノウサギ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ	銃器及び罠による捕獲
令和7年度	同上	同上
令和8年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>カラス、アオサギ、ゴイサギ、タヌキ、ノウサギ、ハクビシンについては、被害拡大を防止するため令和元年度から令和5年度の平均捕獲数を参考に設定する。</li> <li>ニホンザル、ツキノワグマについては、農作物被害が発生した場合や、農林水産業者等や市民に危険が及ぶおそれがある場合に限り捕獲を行い、捕獲数は必要最小限にとどめるものとする。</li> <li>カワウについては、小根岸に営巣地があるためヒナを中心に捕獲し、成鳥の自然減少を図る。240 巣で 3 個産卵し、捕獲作業時に半数が孵化していると仮定し捕獲数を設定する。 240 巣×3 個×1/2=360 羽</li> <li>イノシシは山間部に 120 頭程度生息していると仮定し、捕獲数を設定する。 生息頭数 : 120 頭×増加率 1.57=188.4 頭 捕獲目標 : 120 頭×70%=84 頭≒80 頭 捕獲後頭数 : 188.4 頭-80 頭=108.4 頭</li> <li>ニホンジカは市内でも生息が確認されており、高い繁殖力から農作物・森林被害の発生・拡大が予想される。令和3年度の実績(30頭)に10頭を追加した40頭とする。</li> <li>アライグマは市内での生息は確認されていないが、農作物被害の発生を防止するため、個体が発見された場合は上限を設けずに捕獲に取り組む。</li> </ul>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス	170 羽	170 羽	170 羽
カワウ	360 羽 (卵の採取を含む)	360 羽 (卵の採取を含む)	360 羽 (卵の採取を含む)
アオサギ	80 羽	80 羽	80 羽
ゴイサギ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
タヌキ	80 頭	80 頭	80 頭
イノシシ	80 頭	80 頭	80 頭
ノウサギ	20 羽	20 羽	20 羽
ニホンザル	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ニホンジカ	40 頭	40 頭	40 頭
ハクビシン	40 頭	40 頭	40 頭
アライグマ	特定外来種のため上限無し		
捕獲等の取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>銃器、わなによる有害鳥獣の捕獲(十日町市全域)</li> <li>その他、被害状況及び危害の危険状況に応じた有害鳥獣の捕獲</li> </ul>			

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
地形により発見個体に容易に近づけない場合や、大型獣を1回の発砲で確実に捕獲するためなど、状況に応じてライフル銃による捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ、タヌキ、ノウサギ、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、タヌキ、イノシシ、ノウサギ、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策協議会や研修会等の開催</li> <li>・パンフレット等による被害防止の啓発</li> </ul>		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

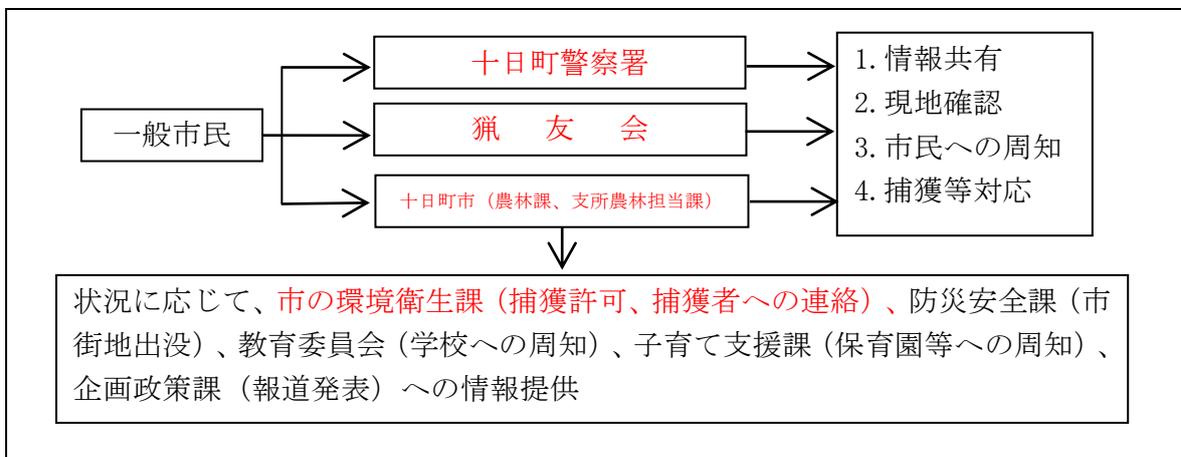
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、タヌキ、イノシシ、ノウサギ、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策協議会や研修会等の開催</li> <li>・農地に近接する林縁部の藪刈払いや農作物残渣の処理など、生息環境管理に関する被害防止対策の啓発</li> <li>・鳥獣の生息状況等の把握</li> <li>・出没時の注意喚起、追い払い</li> </ul>
令和7年度	同上	同上
令和8年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
十日町地域振興局 南魚沼地域振興局	対策への指導・助言・人身被害の発生時等の緊急事態や、重要案件に対する連携、協議を行う。
十日町市（農林課、支所農林担当課）	市民への周知、県及び警察、猟友会と連携した対応を図る。
一般社団法人新潟県猟友会十日町支部	市と連携した対応を図る。
十日町警察署	市と連携した対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲班長の責任において、焼却処分施設での焼却処理や学術研究への提供など、適切に行うものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する方針」（平成7年度総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法になるよう指導する。

また、希少猛禽類の生息域では原則捕獲を行わないこととし、捕獲を行う場合は、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	猟友会十日町支部と市内ジビエ加工施設との連携により、食品への利用を積極的に図っていく。
ペットフード	—
皮革	—
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	—

(2) 処理加工施設の取組

—
---

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—
---

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	十日町市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
新潟県農林水産部水産課	農林水産業の被害状況の把握や情報提供、被害防止対策の指導等
十日町地域振興局健康福祉部	
魚沼農業協同組合	農林水産物等の被害の情報収集、被害防止対策の実施または普及啓発
新潟県農業共済組合中魚沼 NOSAI センター	
十日町地域森林組合	
中魚沼漁業協同組合	
十日町市錦鯉組合	
一般社団法人新潟県猟友会十日町支部	有害鳥獣の捕獲
新潟県鳥獣保護管理員	保護区の管理及び狩猟者の指導
十日町市	協議会の総括等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山本 麻希（長岡技術科学大学准教授）	鳥獣被害防止対策への助言
株式会社ういるこ	依頼に基づき鳥獣被害防止対策に関する講演、講習等を実施
十日町地域振興局農業振興部 南魚沼地域振興局農林振興部	国等との連絡調整・情報共有・情報提供、農林被害状況把握の指導、被害防止対策の普及活動の実施

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊（市非常勤特別職の職員）を設置し、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ等の加害鳥獣の出没時に農林水産物の被害や人への危害防止策として捕獲等を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

わな猟、銃猟免許等の免許取得支援により免許所持者を増員し、捕獲体制の充実を図る。  
野生鳥獣に関する有識者による鳥獣被害防止対策の指導、並びに有害鳥獣関連情報の提供を受ける。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市は、十日町市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、共同で、被害防止策に関する情報交換会、現地研修などを開催する。また、カワウの個体群管理は近隣市と連携して広域的に取り組む。